

一般社団法人建設コンサルタンツ協会正会員入会資格審査規則

平成23年4月28日制定（理事会決定）

令和元年5月23日改正（臨時理事会決定）

一般社団法人建設コンサルタンツ協会正会員の入会基準（以下「入会基準」という。）
第4の規定に基づき、正会員の入会審査規則を次のとおり定める。

記

（技術士等の範囲）

第1条 一般社団法人建設コンサルタンツ協会定款（以下「定款」という。）第5条（1）に規定する「技術士又はこれと同等以上の能力と経験を有する者と認められたもの」1名以上（1名は常勤役員）を有すること。

2 前項において、「技術士又はこれと同等以上の能力と経験を有する者と認められたもの」とは、技術士又はRCCM資格登録者とし、「常勤役員」とは、通常勤務の義務を有している役員であって執行役員等を含むものとする。

（営業収入金）

第2条 建設コンサルタント業を営む企業又は建設コンサルタント類似業を兼業している企業は、原則、直近の2ヶ年間に於いて、建設コンサルタント業の業務の年間営業収入金額が1億円以上であること。

2 前項以外の企業が建設コンサルタント業を兼業している場合は、原則、直近の2ヶ年間に於いて、建設コンサルタント業の業務の年間営業収入金額が1億円以上であり、かつ、建設コンサルタント業及び建設コンサルタント類似業の業務の合計が、その企業の年間営業収入金額の2分の1を超えていること。

3 前2項において、入会基準第1第二号に規定する企業にあつては、「原則、直近の2ヶ年間に於いて、建設コンサルタント業の業務の年間営業収入金額が1億円以上」とあるのは、「承継又は譲渡を受けた建設コンサルタント業の業務について、当該承継又は譲渡を行った正会員企業における当該承継又は譲渡を行った業務の年間営業収入金額が、原則、直近の2ヶ年間に於いて、1億円以上」と読み替えて適用する。

4 第1項及び第2項において、「建設コンサルタント類似業」とあるのは、測量業、地質調査業、建築設計業、地すべり調査に関連した計測器の設置・観測業務、補償コンサルタント業務、ソフトウェア業、シンクタンク業等とする。

（出資金）

第3条 建設業等を含む企業からの出資のある場合において、1社からの出資額が払込資本金の20%以下であり、かつ、建設業等の出資金の合計が払込資本金の50%以下であること。

(外国企業の入会)

第4条 建設コンサルタント業である外国企業が入会を希望した場合の資格審査は次の各号による。

- 一 資格を審査する対象は、日本における支社・営業所を単位として、第1条から第3条を準用する。会費（円建てを基本とする。）の査定もこれと同じとする。
- 二 適・不適の基準は、日本企業に対するものと同一とする。
- 三 入会資格が基準に満たないが、入会を希望する場合は、賛助会員として入会を申請することができる。

(会員資格要件確認書の提出)

第5条 正会員は、毎年度の6月末までに、別紙「会員資格要件確認書」を会長に提出するものとし、その提出については、当該正会員の本社の所在地を活動の地域とする支部を経由して行うものとする。

(会員資格の確認)

第6条 会長は、前条の規定に基づき提出された「会員資格要件確認書」により、正会員の会員資格要件を確認する。

- 2 会長は、前項の規定に基づき正会員の会員資格要件を確認し、当該正会員が会員資格を喪失していると認められる場合は、次の各号によるものとする。
 - 一 当該正会員が正会員として継続する意思がある場合
3年間の猶予期間を設け、3年以内に会員資格の要件を満たさなかった場合には退会届の提出を求める。
 - 二 当該正会員が正会員として継続する意思がない場合
速やかに退会届の提出を求める。
- 3 前項において、3年間の猶予期間は、前条に規定する会員資格要件確認書の提出期限の日の翌日より起算するものとする。

(再入会)

第7条 第6条第2項の規定に基づき正会員を退会した企業は、入会資格の要件を満たすこととなった場合は、再度、入会の申込みを行うことができるものとする。この場合において、退会后2年以内の申込みにあつては、入会金の納入は求めないものとする。

- 2 定款第10条の規定に基づき除名となった企業にあつては、除名の原因となった事由が改善され、かつ除名となった日から5年経過しなければ、再度、入会の申込みを行うことができないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月28日から施行する。

(平成23年4月28日 理事会議決)

2 正会員入会資格審査内規運用（平成12年3月17日）は、廃止する。

附 則

この規則の改正は、第5条から第7条関係を除き令和元年5月23日から施行し、第5条から第7条関係は同年7月1日から施行する。